

官報

号外

昭和三十七年二月二十二日

○第四十回衆議院會議録 第十四号

昭和三十七年二月二十二日(木曜日)

議事日程 第十二号

昭和三十七年二月二十二日

午後二時開議

第一 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律案(内閣提出)

昭和三十七年二月二十二日 衆議院會議録第十四号 警察法の一部を改正する法律案

律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出)

日程第四 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出)

午後二時八分開議

○副議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

日程第一 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第一、警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。

警察法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年一月二十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

警察法の一部を改正する法律案

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「五局」を「六局」に、

「保安局」を「保安局」に改める。

第二十三条の二第四号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(交通局の所掌事務)

第二十三条の三 交通局において

は、警察庁の所掌事務に関し、交通警察に関する事務をつかさどる。

第三十五条第一項中「七千七百五十七人」を「七千七百七十六人」に、「千九十九人」を「千二百三十人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理由

警察事務の能率的な運営を図るため、警察庁に新たに交通局を置くこととするともに、警察庁の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事高田富興君。

報告書は本号末尾に掲載。

〔高田富興君登壇〕

○高田富興君 ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、警察庁の内部部局につきまして、現下の交通事情と交通警察を所管する保安局の事務が著しく煩雑になりましたことにかんがみ、新たに交通局を設けまして、交通警察を所管せしめることと、警察庁の定員を十九名増員することとを内容とするものであります。

本案は、一月三十一日本委員会に付託され、二月一日安井国務大臣より提案理由の説明を聞き、二月二十日、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定したのであります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

昭和三十七年二月二十二日 衆議院會議録第十四号 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案 商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案外一案 一七二

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第二、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十七年二月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の七」を「百分の八」に、「百万円をこえる金額百分の一」を「百万円をこえ百五十万円以下の金額 百分の一に改める。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理 由

郵便切手類及び印紙の売さばき人並びに印紙の売さばき人に支払う売さばきの委託手数料の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長佐藤虎次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔佐藤虎次郎君登壇〕

○佐藤虎次郎君 ただいま議題となりました郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

この法律案は、去る二月十二日内閣から提出されたものでありますが、その趣旨とするところは、郵便切手類及び印紙の売りさばきに關し、労賃その他諸経費の増加及び売りさばきの実情にかんがみ、郵政大臣が売りさばき人に支払う売りさばき手数料の率を改定しようとするものでありまして、その内容といたしましては、

第一に、売りさばき人の切手類等の買い受け月額のうち、一万円以下のものに對する手数料の率を百分の七から百分の八に引き上げ、手数料の額の増加をはかったことであります。

第二に、売りさばき人の買い受け月額のうち、百万円をこえるものに対する手数料の率は、現行では一律に百分の一であります。これを百五十万円をこえるものに対しては、百分の〇・五に引き下げ、手数料の率の均衡をはかったことであります。

なお、施行期日は、本年四月一日となっております。

通信委員会におきましては、本案の付託を受けまして以来、慎重審議を続けたのでありますが、その状況は會議録に譲りたいと存じます。

かくして、委員会は二月二十一日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

これをもって御報告を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第三、商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案、日程第四、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十七年一月二十六日
内閣総理大臣 池田 勇人

商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第一条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項中「又ハ貿易連合」を、「輸出組合、輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」に改める。

第六条ノ六の次に次の一条を加える。

第六条ノ七 商工組合中央金庫ノ資本金ヲ二十億円増加シ之ヲ二千万口ニ分テ一口ノ金額ヲ百円トス

第七条第一項第七号中「貿易連合」を「輸出組合、輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」に改める。

第八条ノ六の次に次の一条を加える。

第八条ノ七 政府ハ第六条ノ七ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為ニ十億円ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

第二十七条第一項ただし書中「又ハ貿易連合」を、「輸出組合、

輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」に改める。

第二十八条第一項第六号中「若ハ貿易連合」を、「輸出組合、輸入組合、輸出入組合若ハ貿易連合」に改める。

第二十九条第一項第二号中「銀行」の下に「其ノ他ノ金融機関」を加え、同項第三号中「又ハ貿易連合」を、「輸出組合、輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」に、同項第四号中「若ハ貿易連合」を、「輸出組合、輸入組合、輸出入組合若ハ貿易連合」に改め、同項に次の一号を加える。

六 商工債券ノ所有者ニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該債券ヲ担保トスル短期貸付ヲ為スコト

(中小企業信用保険公庫法の一部改正)

第一条 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二十億円」を「四十五億円」に改める。

第八条中「理事長」を「総裁」に、「三人以内」を「四人以内」に改める。

第九条第一項及び第二項、第十条、第十四条及び並に第十五条中「理事長」を「総裁」に改める。

第二十二條第二項中「二十億円」を「四十五億円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際中小企業信用保険公庫(以下「公庫」という。)の理事長である者は、その際改正後の中小企業信用保険公庫法(以下「新法」という。)第十条第一項の規定により公庫の総裁として任命されたものとみなす。

3 前項に規定する公庫の総裁の任期は、新法第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からそ

の者が公庫の理事長として在任した期間を控除した期間とする。

理 由

中小企業に対する金融の現状にかんがみ、商工組合中央金庫及び中小企業信用保険公庫に対する政府出資を増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右

昭和三十七年一月三十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この法律において「小企業者」とは、次に掲げるものをいう。

一 常時使用する従業員の数が五人(商業又はサービス業を主た

る事業とする事業者については、二人)以下の会社及び個人であつて、特定事業を行なうもの

二 事業協同小組合であつて、特定事業を行なうもの又はその組合員の三分の二以上が特定事業を行なう者であるもの

三 前号に掲げる事業協同小組合の組合員であつて、特定事業を行なうもの(第一号に掲げるものを除く。)

四 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が五人以下のもの(前三号に掲げるものを除く。)

第三条第一項中「中小企業者一人」を「小企業者一人についての保険価額の合計額が二十万円をこえることができない保険(以下「小口保険」という。))並びに中小企業者一人」に改め、同条に次の二項を加える。

7 公庫と小口保険及び第一種保険又は小口保険、第一種保険及び第二種保険の契約を締結している信用保証協会が小企業者に係る第一

昭和三十七年二月二十二日 衆議院會議第十四号 商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案外一案 朗読を省略した議長の報告

一七四

項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる小企業者一人についての小口保険及び第一種保険の保険価額の合計額が五十万円をこえることとなるときは、当該保証については、小口保険及び第一種保険の保険関係は、成立しない。

8 前三項に定めるもののほか、公庫と小口保険、第一種保険又は第二種保険のうち二以上の保険の契約を締結している信用保証協会が中小企業者に係る第一項に規定する債務の保証をしたことによる同項の保険関係の成立に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理 由

小企業者に対する金融の円滑化に資するため、中小企業信用保険に小口保険制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事内田常雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君 ただいま議題となりました商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

中小企業金融の円滑化のためには、従来から政府関係金融機関の資金源の増強を通じて、中小企業向け資金量の増大をはかる施策と、中小企業信用保険公庫及び信用保証協会の強化による信用補完制度の充実をはかる施策とを中心とする対策が行なわれてきております。今回の二法案は、この二つの対策を一そう拡充する目的をもって提出されたものであります。

まず、商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

す、この法律案は、商工組合中央金庫法と中小企業信用保険公庫法の二つの法律についての改正をその内容としたしております。

商工組合中央金庫法の改正の主眼は、同金庫に対する政府出資を昭和三十七年度において二十億円増加して、資金量の拡充をはかることにあります。この改正によりまして、商工中金の資本金は、別に行なわれる民間増資をも合わせて、昭和三十七年度中に百二十八億円に達する予定であります。

このほか今回の改正においては、商工債券担保貸付等を可能にして、債券の市中消化の促進を期し、なお、輸出組合等を新たに同金庫の所屬資格団体として追加することとしたしております。

中小企業信用保険公庫法の改正は、同公庫に対する政府出資を、昭和三十一年度において二十五億円増加し、これを信用保証協会に対する融資基金に組み入れて、信用保証協会の保証機能の強化をはかり、これによって中小企業者の市中金融機関からの資金調達

力を拡充しようとするものであります。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、中小企業者の中でも特に信用力の乏しい小企業者に対する小口融資について、これが保証の円滑化を目的としたしております。すなわち、中小企業信用保険に小口保険の制度を新設し、小企業者一人当たり二十万円を限度として低料率の保険契約を、中小企業信用保険公庫と信用保証協会との間に締結し得ることとしようとするものであります。

これらの二つの法律案は、一月二十六日及び一月三十一日当委員会に付託され、二月二日提案理由の説明を聴取し、その後数回の審査を重ね、二月二十一日に至り質疑を終了し、引き続き採決に付しましたところ、両案とも全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

(拍手)

○副議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十八分散会

出席国務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君
郵政大臣 迫水 久常君
国務大臣 安井 謙君

○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、昨二十一日、外務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 古川 丈吉君(理事床次徳

二君昨二十一日理事辞任

につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

柳田 秀一君 辻原 弘市君

文教委員

井伊 誠一君 横路 節雄君

運輸委員

佐々木義武君 堀内 一雄君

建設委員

廣瀬 正雄君 兒玉 末男君

佐々木義武君 永井勝次郎君

予算委員

大原津與志君 高田 富之君

辻原 弘市君 堂森 芳夫君

永井勝次郎君 横路 節雄君

井堀 繁男君 安宅 常彦君

田口 誠治君 滝井 義高君

西村 関一君 西村 力弥君

広瀬 秀吉君 角屋堅次郎君

河野 正君 戸叶 里子君

赤松 勇君 二宮 武夫君

芳賀 貢君 村山 喜一君

山口 鶴男君 横山 利秋君

決算委員

久保 三郎君 芳賀 貢君

森本 靖君 大原津與志君

高田 富之君 堂森 芳夫君

一、昨二十一日、議長において、次の

常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

外務委員

賀屋 興宣君

勝間田清一君

宇都宮徳馬君

西村 榮一君

大蔵委員

宇都宮徳馬君

田澤 吉郎君

宇野 宗佑君

勝間田清一君

内閣委員

伊藤卯四郎君

内海 清君

大森 玉木君

受田 新吉君

予算委員

大原津與志君

辻原 弘市君

門司 亮君

久保 三郎君

岡本 隆一君

中村 重光君 榎崎弥之助君

角屋堅次郎君 島本 虎三君

田口 誠治君 西村 力弥君

畑 和君

決算委員

久保 三郎君 芳賀 貢君

森本 靖君 大原津與志君

高田 富之君 辻原 弘市君

(常任委員補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次の

通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

辻原 弘市君 柳田 秀一君

文教委員

横路 節雄君 井伊 誠一君

運輸委員

堀内 一雄君 佐々木義武君

建設委員

佐々木義武君 永井勝次郎君

廣瀬 正雄君 兒玉 末男君

予算委員

安宅 常彦君 広瀬 秀吉君

西村 関一君 田口 誠治君

西村 力弥君 滝井 義高君

受田 新吉君 山口 鶴男君

横山 利秋君 赤松 勇君

河野 正君 二宮 武夫君

角屋堅次郎君 戸叶 里子君

村山 喜一君 芳賀 貢君

横路 節雄君 永井勝次郎君

高田 富之君 辻原 弘市君

大原津與志君 堂森 芳夫君

決算委員

堂森 芳夫君 大原津與志君

高田 富之君 芳賀 貢君

森本 靖君 久保 三郎君

一、昨二十一日、議長において、次の

通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

大森 玉木君

外務委員

大久保武雄君 宇野 宗佑君

田原 春次君 西村 榮一君

濱地 文平君 勝間田清一君

受田 新吉君

大蔵委員

濱地 文平君 宇野 宗佑君

賀屋 興宣君 勝間田清一君

藏内 修治君 宇都宮徳馬君

田原 春次君

内閣委員

内海 清君 伊藤卯四郎君

運輸委員

伊藤卯四郎君 内海 清君

通信委員

高橋達之助君 受田 新吉君

西村 榮一君

予算委員

久保 三郎君 岡田 利春君

小林 進君 稻富 稜人君

井堀 繁男君 西村 力弥君

肥田 次郎君 岡本 隆一君

中村 重光君 榎崎弥之助君

角屋堅次郎君 島本 虎三君

田口 誠治君 畑 和君

辻原 弘市君 高田 富之君

大原津與志君

決算委員

高田 富之君 辻原 弘市君

大原津與志君 森本 靖君

久保 三郎君 芳賀 貢君

(議案提出)

一、昨二十一日内閣から提出した議案

は次の通りである。

臨時医療報酬調査会設置法案

義務教育諸学校の教科用図書無償

に関する法律案

国税通則法案

昭和三十七年二月二十二日 衆議院會議録第十四号 議案に関する報告書

(議案送付)

一、去る二十日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案

(議案修正承諾及び通知)

一、去る二十日、本院は次の兩件をそれぞれ承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(第三十九回国会内閣提出、本院継続審査) 中修正の件

農業保険事業団法案(第三十九回国会内閣提出、本院継続審査) 中修正の件

(議案撤回)

一、昨二十一日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

国民年金法の一部を改正する法律案(中野四郎君外二十五名提出、第三十九回国会衆議院第一八号)

警察法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、わが国における最近の

道路交通事情の困難かつ複雑化に伴い、交通警察に関する事務等も急速に増大したので、これに対処するため、警察庁の内部部局として新たに交通局を設置するとともに、警察庁職員の定員を増加しよりとするものであつて、その主な内容は次の通りである。

1 警察庁の内部部局として、新たに、交通局を設けることとし、長官官房のほか、警務、刑事、保安、交通、警備および通信の六局をおくものとする。

2 現在、保安局の所掌事務の一部となつてゐる「交通警察に関すること」を、新たに設けられる交通局の所掌事務とする。

3 警察庁の定員を十九人増員して七千七百七十六人とし、そのうち、千二十三人は警察官とすること。

4 改正法律は、昭和三十七年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、警察事務の適正かつ能率的運営を図るために妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う経費として、約七百八十二万三千円が、昭和三十七年度一般会計予算に計上されてゐる。

昭和三十七年二月二十日

地方行政 國田 直
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、郵便切手類および印紙の売さばきに関し、労賃その他の諸経費の増加及び売さばきの実情にかんがみ、郵政大臣が売さばき人に支払う売さばき手数料の率を

本年四月一日より次の通り改定しよりとするものである。

1 売さばき人の郵便切手類及び印紙の買受月額のうち一万円以下のものに対する手数料率を百分の七から百分の八に引き上げ、手数料の額の増加を図つたこと。

2 売さばき人の買受月額のうち百万円をこえるものに対する手数料率は、現行では一律に百分の一であるが、これを百五十万円をこえるものに対しては百分の〇・五に引き下げ手数料率の均衡を図つたこと。

二 議案の可決理由

本案の趣旨及び内容は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案実施に伴う売さばき手数料の増加額は約六千三百五十万円で昭和三十七年度郵政事業特別会計歳出予算に計上されてゐる。

昭和三十七年二月二十一日

通信委員長 佐藤虎次郎

衆議院議長清瀬一郎殿

商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

中小企業金融の円滑化のため、従来から、政府関係金融機関の資金量の増大を通じて中小企業向け資金量の増大を図る施策並びに中小企業信用保険公庫及び信用保証協会による信用補完制度の充実強化を図る施策を中心として対策が講ぜられてゐる。

本案は、商工組合中央金庫及び中小企業信用保険公庫に対し、政府から追加出資を行なう等によつて、この二つの対策を一層拡充補強することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 商工組合中央金庫法の改正

(1) 金庫に対する政府出資を昭和三十七年度において二十億円増額する。

- (2) 金庫は、余裕金運用の一方法として、商工債券の所有者に対し、主務大臣の認可を受け、当該債券を担保とする短期貸付をすることができる。
- (3) 金庫は、余裕金運用の一方法として、主務大臣の認可を受け、銀行以外の金融機関に対しても預金を行うことができる。
- (4) 金庫の所属資格団体に、輸出組合、輸入組合、輸出入組合を追加する。
- 2 中小企業信用保険公庫法の改正
- (1) 公庫に対する政府出資を昭和三十七年度において二十五億円増額し、これを融資基金に充てることとする。
- (2) 公庫の役員のうち、理事を一人増加して四人とする。
- (3) 公庫の理事長を総裁に改める。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、政府関係の中小企業金融機関及び中小企業信用補完機関

に対し政府資金を投入すること等によつて、中小企業金融の円滑化を図るための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

1 昭和三十七年度産業投資特別会計予算に、商工組合中央金庫に対する出資金二十億円が計上されている。

2 昭和三十七年度一般会計予算に、中小企業信用保険公庫に対する出資金二十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十七年二月二十一日

商工委員長 早稲田柳右五郎

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

中小企業金融の円滑化のための重要施策として、信用保証協会が行なう保証業務及び保証に対して

中小企業信用保険公庫が行なう保証業務による信用補完制度の促進が図られている。

本案は、この中の保険制度について、中小企業者の中でも特に信用力の乏しい小企業者に対する融資の円滑化を図るため、「小口保険」の制度を新設しようとするもので、その内容の主なものは次のとおりである。

1 「小企業者」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 従業員数が五人(商業またはサービス業にあつては、二人)以下の会社および個人

(2) 事業協同小組合

(3) 事業協同小組合の組合員

(4) 医業法人であつて、従業員数が五人以下のもの

2 中小企業信用保険公庫は、信用保証協会を相手方として、小企業者一人当たり二十万円限度の保証について小口保険の契約を締結することができる。ただし、小口保険と第一種保険との

付保合計額が一人当たり五十万円をこえてはならない。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業信用保険に小口保険制度を設けることによつて、小企業者に対する金融の円滑化を図るための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年二月二十一日

商工委員長 早稲田柳右五郎

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院会議録第十三号中正額

ハシ 行 誤 正

一六二 六 海 ついてに、昭和

昭和三十七年二月二十二日 衆議院會議録第十四号

一七八

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一冊 十五円

(但し長買部は二十円)

郵送料別

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三 電報省報課